

太子町公式ユーチューブチャンネル運用ポリシー

太子町ソーシャルメディア等の運用に関する基本ガイドラインに基づき、太子町が運用するユーチューブチャンネルの運用ポリシーを次のとおり定めます。

1 運用するソーシャルメディアの種類

YouTube

2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

(1) アカウント名 太子町公式チャンネル

(2) URL <https://www.youtube.com/channel/UCqKxTlmikg-in4lA4HpDORQ/about>

(3) アカウント運用者 太子町総務部企画政策課

3 情報発信の目的

町政や特産品、イベント、観光情報などの動画を配信し、町内外に本町の魅力を効果的にPRするため。

4 情報発信内容

(1) 町政、特産品、イベント、観光情報などの動画

(2) その他、企画政策課が必要と認めた動画

5 運用時間

原則として、投稿は祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、内容・状況によって、上記以外の時間に投稿することもあります。

6 運用方法

(1) 運用管理者は、町政に関する情報などを必要に応じて投稿します。

(2) 各動画に対する利用者のコメントについては、原則として受け付けしません。

7 著作権

原則として、当ページに掲載している情報（文章・写真・動画・イラストなど）の著作権は本町または現著作者に帰属します。私的使用のための複製や引用などについては、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

8 免責事項

(1) 当ページへの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

(2) 利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為について、本町はいかなる責任も負いません。

(3) 当ページは、予告なく内容の変更や運用方法の見直しなどを行う場合があります。

9 個人情報の取り扱いについて

当ページにおいて本町が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び関連法令に基づき、個人情報の漏洩がないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、利用目的の範囲内のみ利用します。

10 問い合わせ

太子町総務部企画政策課

電話：079-277-5998

(受付時間：祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

電子メール:kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp

【参考】ユーチューブ (YouTube) とは

Youtube, LLC 社が提供するインターネット動画共有サービス。動画を個人で配信することができ、全世界で誰もが投稿、閲覧することができる。